

県内中小企業・小規模事業者のみなさまへ

東日本大震災 対応保証制度

栃木県信用保証協会は、

「東日本大震災復興緊急保証」及び

「災害関係保証」等により、災害からの復旧を目指す

中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

ご利用の際は、当協会または金融機関までご相談ください。



東日本大震災 復興緊急保証

取扱
期間

平成31年3月31日まで

特定被災区域内に事業所を有する方で
東日本大震災により直接または
間接被害を受けられた方が対象

- 保証料率 年0.70%
- 既往保証付借入の借換えが可能
(既往保証付借入の取扱い内容によって、借換え対象とならない場合があります。)

災害関係保証

取扱
期間

平成31年3月31日まで

東日本大震災により直接被害を
受けられた方が対象

- 保証料率 年0.70%

「東日本大震災に関する特別相談窓口」も設置しています。ぜひ、ご相談ください。

相談窓口／本所 ☎028-635-2195 足利支所 ☎0284-70-6339

受付時間／平日：午前9時から午後5時まで



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

東日本大震災復興緊急保証

ご利用いただける方	特定被災区域内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方	①	地震・津波等により直接被害を受けた方
		②	原発事故に係る警戒区域等の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
		③	震災の影響により業況が悪化し、最近3か月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期と比べ10%以上減少している方
保証限度額	2億8,000万円	責任共有制度	対象外
対象資金	経営の安定に必要な資金 (運転資金、設備資金、借換資金)	貸付形式	証書貸付、手形貸付
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)	返済方法	原則均等分割返済
保証人	原則法人代表者のみ	担保	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定利率	保証料率	0.70%
添付書類	上記「ご利用いただける方①から③」それぞれの添付書類は次のとおり ①市町村長発行の罹災証明書 ②納税証明書等 ③市町村長発行の認定書		
取扱期間	平成31年3月31日(融資実行分)まで		

災害関係保証

ご利用いただける方	東日本大震災により直接被害を受けた方		
保証限度額	2億8,000万円 <small>※既往のセーフティネット保証の残高と合算した取扱いとなります。</small>	責任共有制度	対象外
対象資金	事業の再建に必要な資金 (運転資金、設備資金)	貸付形式	証書貸付、手形貸付
保証期間	運転資金 10年以内(据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(据置期間2年以内)	返済方法	原則均等分割返済
保証人	原則法人代表者のみ	担保	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定利率	保証料率	0.70%
添付書類	市町村長発行の罹災証明書		
取扱期間	平成31年3月31日(融資実行分)まで		



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会



本所
TEL.028-635-2121
 〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
 栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
 〒326-0821 足利市南町4254番地1
 ニューミヤコホテル足利本館